

N

etwork

Tokyo

ネットワーク東京

2023年(令和5年)1月1日(毎月1日発行) 第599号

1

2023
Vol.599

■ 特集

インボイス制度(適格請求書等保存制度) 導入で実務はどう変わるか



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 広報誌
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>

東京都の重要文化財
旧東京医学校 本館
(東京大学総合研究博物館提供)



わくわくを見つける冒険へ。

スイショウ油化工業株式会社と
株式会社ユーホーニイタカは合併し、
2022年4月1日より『ミッケル化学株式会社』として
新たなスタートを切りました。

<https://miccheal.co.jp/>



ミッケル化学株式会社

【お問い合わせ先】

●西日本: **06-6634-5290** ●東日本: **03-5633-2520**

【営業拠点】 **仙台** **東京** **名古屋** **大阪** **広島** **福岡**

【事業所】

【本社】 大阪市浪速区元町1-11-21

TEL.06-6634-5290 FAX.06-6634-5294

【東京支社】 東京都江東区石島2-14 ImasRiverside4F-A

TEL.03-5633-2520 FAX.03-5653-3575

【高石工場】 大阪府高石市高砂2-3-6

TEL.072-268-1181 FAX.072-268-1183

【常総工場】 茨城県常総市大生郷町6136-7

TEL.0297-24-2535 FAX.0297-24-2537

<https://miccheal.co.jp/>



いつもキレイを維持できる。

抜群の耐薬品性を誇るソリッドシールに
耐ヒールマーク性をプラスした、新たなフロアシール剤！

SUSTAINA サステイナ **SOLID SEAL**
TRAFFIC

ソリッドシール トラフィック

抜群の耐ヒールマーク性・耐薬品性



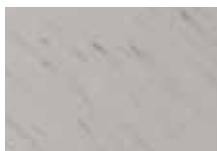
主剤：4.55kg



添加剤：0.45kg

▶ 抜群の耐ヒールマーク性

新世代のメンテナンスを可能にするフロアシール剤「ソリッドシール」に、さらに**耐ヒールマーク性**をプラスしました。



高耐久樹脂ワックス



ソリッドシール



ソリッドシール トラフィック

試験方法

高耐久樹脂ワックス、ソリッドシール、ソリッドシール トラフィックをそれぞれホモジニアス
タイルに塗布し、乾燥後ゴムブロック片で強く擦り、傷や汚れの入り具合を観察

▶ 抜群の耐薬品性

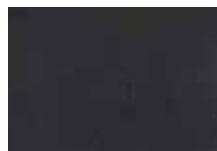
塗装後急速に塗膜が緻密化するので液体が浸透しにくく、浸透しても
強結合架橋が塗膜組織を守ります。



一般樹脂ワックス



アルコールで白化
(早い場合は5分程度で白化)



ソリッドシール



白化しない
(一晩乾燥後も)



ソリッドシール トラフィック



白化しない
(一晩乾燥後も)

ソリッドシールトラフィック

検索



大切な場所には、きっと。

シーバイエス株式会社 www.facebook.com/CxSJapan

●本社／〒231-0023 横浜市中区山下町22番地 (山下町SSKビル) お客様相談窓口 TEL.045-640-2280 FAX.045-640-2216



現場の声から生まれた 新しい形のポケット



スマートケース

サイズ
横 20cm
高さ 21cm
幅 2.1cm

Point 1.

「シートは何度でも
使用可能な防水仕様」



防水だから濡れたぞうきんを
入れても安心。
シートは取り外しできるので
洗って何度でも使えます。
ケース自体も長持ちする
スマートエコシート！

Point 3.

「誰でも簡単にケースを
取付けできる」

ベルトやループに簡単に取付け可能です！
作業用途を問わないスマート仕様！



Point 2.

「着脱可能なシートが
簡易ゴミ袋に変身!!」



近くにゴミ箱がなくても平気。
シートは取り外しできるので
拾って溜めたゴミを
いつでも簡単に捨てられます！



高さ
21 cm

横 20 cm

Point 4.

「スマート。
だけど必要な収納力」

メモとペン！
必要な道具を収納するスマートスペース!!



ユニフォームに大きな真心をこめて……

株式会社 大真

(公社)東京ビルメンテナンス協会 賛助会員

TEL.03-3865-2191 FAX.03-3865-2188

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第一東(あすま)ビル3F
http://www.u-taishin.jp E-mail:info@u-taishin.jp

ユニフォームについても
なんでもご相談下さい。



〈お問い合わせはお気軽に!! FAXでも受け付けております〉

会社名	
住 所	
TEL	ご担当者名
ご希望数量	個
ビルメン幹旋価格 ¥1,580-	
※発送はヤマトコレクト等、代金引換とさせていただきます。	

ビルメンテナンス業界の 品質・サービスの向上をさらに促進

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 会長 佐々木 浩二



新年、明けましておめでとうございます。

コロナ禍も3年目を迎えた令和4年は、累次にわたる感染拡大の波に襲われて陽性者数が急増したものの、ワクチン接種の進展などあつて重症者数は大きく減少、全体としては落ち着きを見せました。

このような状況を踏まえ昨年は、安全の確保に配慮しつつ、協会の創立60周年記念式典及び優良従業員表彰式・同祝賀会をはじめ、4年ぶりとなるビルメンテナンスフェア、労働安全衛生大会など、大規模な行事を無事執り行うことができました。公益事業の柱である講習会・セミナーにつきましても、8月以降は基本的に通常実施しております。これもひとえに会員の皆様はじめ関係各位のご理解・ご協力の賜物と、感謝申し上げます。

こうした中、協会ホームページを全面リニューアルし、10月からはECサイト「東京マナビル」も開設、講習会やセミナーなど会員の皆様への情報提供を一層充実するとともに、申込み手続等のサービス・利便性の向上を図りました。

さて、昨年来のウクライナ侵攻や為替の急激な変動による諸物価の高騰、慢性的な人手不足、最低賃金の上昇など、ビルメンテナンス業界を取り巻く状況には依然として厳しいものがあります。

このような時だからこそ、会員の皆様及び関係機関・関係団体との交流や情報の共有を促進するとともに、結束を強め、公益法人としての使命を全うすべく努力を重ねる必要があります。その一環として、昨年来入会促進キャンペーンも実施しております。

また、この間業界で働く従業員は、社会の存続に不可欠な「エッセンシャルワーカー」として公に認知されました。コロナ禍の下改めて注目された衛生的で安全な環境の確保、犯罪の防止・治安の維持や災害の防止、温暖化ガスの排出抑制など地球環境問題への的確な対応、社会貢献事業である障がい者の就労支援など、ビルメンテナンス業界の社会的使命を果たしつつ、品質・サービスの向上をさらに進める決意でございます。

令和5年が会員の皆様にとってより良い1年となることを祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

「人」が思いのままに活躍できる社会を築き、 希望と活力に溢れる都市へ



東京都知事 小池 百合子

明けましておめでとうございます。

久々に、街に賑わいが戻りつつあります。明るい兆しを、力強い成長のうねりへと繋げ、持続可能な東京の未来を確かなものにしていきたいと思っています。

感染症、エネルギー問題、自然災害など、地球規模の出来事が足元の社会経済活動に直結する時代です。都政においても、世界を常に意識しなければ、たちまち国際社会の潮流から取り残されてしまうでしょう。

昨年のCOP27では、人類が直面する気候危機の現状と対策の最前線を目の当たりにし、改めて、国家や都市が共に力を合わせて取り組むべきとの思いを強くしました。東京都は、電力を「H」減らす、「T」創る、「T」蓄める」のH T Tを合言葉に、皆様と力を合わせ、脱炭素化とエネルギーの安定確保を同時に進めていきます。

また、取り巻く脅威から都民の命・暮らしを守り抜く強靱な都市の実現も重要です。折しも、今年は関東大震災の発災から100年の節目を迎えます。都の防災施策を前提条件から見直し進化さ

せた「Tokyo 強化プロジェクト」を推進力に取組を一層加速していきます。

そして、この安全・安心を基盤に、「人」が思いのままに活躍できる社会を築く。多様な人材が生み出すアイデアやテクノロジーこそ東京が誇る強みです。そこで、これを一つのブランドにして、世界中に売り込んでいきます。その名も「Sustainable High City・Tech Tokyo」。頭文字を取り、「Sustainable High City・Tech Tokyo」です。世界中で親しまれる日本の食文化「鮎」のように、国際社会での存在感を発揮していく。2023年は、その出発点となる年です。スタートアップを中心とした国際イベントを開催するなど、挑戦を続ける東京の姿を力強く発信してまいります。

東京が変われば、未来も変わる。希望と活力に溢れる都市への進化を共に推し進めてまいります。

新しい年が、皆様にとって幸多き素晴らしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

令和五年 元日

当協会講師が瑞宝単光章 (技能検定功労)を受章！

令和4年秋の叙勲で、全国ビルメンテナンス協会の推薦により、
正田浩三氏が瑞宝単光章を受章した。

11月28日(月)に建築物衛生管理委員会の野口副会長副兼委員長よりお祝い品が贈呈された。



瑞宝単光章(技能検定功労)

瑞宝章は、国家又は公共に対し功労のある者の中で、公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた者に授与される。

まさだ
正田 浩三氏

東京美装興業株式会社 所属

建築物における衛生的環境の確保とビルメンテナンス業務の技術の向上のため、平成4年から現在に至る通算30年間にわたって「ビルクリーニング技能検定委員」を務めている。

これにより、ビルクリーニング技能検定の公正かつ公平な試験実施に大きく貢献した。



『設備管理責任者のための業務マニュアル』を 全面リニューアル

平成25年の発行以降、設備管理責任者講習や各社の社員研修で使用されていた『設備管理責任者のための業務マニュアル』の改訂2版が令和4年12月に発行された。

今回の改訂では、内容を全面的にリニューアルし、新たな項目として「責任者の引継ぎのポイント」を追加した。現場責任者の心得から責任者が特に留意しなければならない業務まで幅広く解説しており、設備管理責任者の技術・知識向上に役立つ内容となっている。設備管理の現場責任者の方は、是非ご一読いただきたい。



購入申込は、講習会申込・書籍販売サイト「東京マナビル」から

https://www.tokyo-bm.or.jp/acresult_type.php?type_id=1000

会員価格：1,100円(税込)

一般価格：1,980円(税込)



官公庁入札の契約金額変更に関する 厚生労働省、総務省の通知について

11月30日、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長から各省庁や都道府県契約担当課長宛てに、また総務省自治行政局行政課長から各都道府県会計管理者等宛てに、「ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）」という文書が発出されました。また、同時に公益社団法人全国ビルメンテナンス協会から会員に対して、官公庁物件の受託事業に関する価格交渉を行うよう緊急依頼が送付されました。

この文書は、官公庁入札案件において、年度途中での最低賃金等の労務費の上昇や資材等の価格高騰により、適切な業務の継続的な実施に支障が生じる恐れがある場合、「品確法に基づくビルメンテナンス業務にかかる発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、受注者から契約金額変更請求があった場合に、年度途中であっても適切に対応できるよう求めるものです。

東京都内の官公庁では現在、年度途中の最低賃金の引上げや複数年契約での労務単価上昇に応じた

契約変更について、「公共工事設計労務単価」を適用した一部の案件以外では基本的に認めておらず、受託企業の負担増となっています。

そのため、当協会はかねてから東京ビルメンテナンス政治連盟、全国協会等と連携して契約金額の年度途中での契約変更（引上げ）を要望して参りましたが、この度、厚生労働省や総務省から通知が発出されました。

つきましては、官公庁物件を受託されている会社の皆様におかれましては、必要に応じ、契約先に対し、厚生労働省発出の文書類を示すなど、年度途中での契約金額の見直しを促す通知が発出されていること、また労務費上昇や物価高騰が、適切な事業遂行の大きな障害となっていることを訴えるとともに、年度途中での契約金額の変更を求めているようお願いいたします。

なお、東京協会では昨年「業界の窮状を訴えるチラシ」を作成いたしました。当協会HP「協会情報」内の業界発展活動ページにてPDFデータを公開していますので、併せてご活用ください。

厚生労働 1130 第3号
令和4年11月30日

各省庁契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

ビルメンテナンス業務に関する契約（公共調達）の最低賃金引上げ、エネルギー価格・物価高騰等に伴う契約金額の変更について（緊急依頼）

令和4年10月からの最低賃金の引上げにより、最低賃金は全国加重平均で961円となり、31円引き上げられました。また、本年10月の消費物価指数は、生鮮食品を除く総合が前年同月比で3.6%の上昇、エネルギーが前年同月比で15.2%の上昇となっています。今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価高騰等により、すでに締結されている契約金額では適切なビルメンテナンス業務の継続的な実施に支障が生じるおそれがあります。

ビルメンテナンス業務の公共調達に当たっては、各省庁に対して、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和3年1月18日生食発018第3号、一部改正令和3年11月9日生食発1109第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全部通知別添）の趣旨を御理解いただき適切に対応いただくようお願いしているところです。同ガイドラインの「2.発注関係事務の適切な実施」の「(4)業務実施段階（業務発注条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更）」において、「最低賃金等の改定、労務単価、資材・機材等の価格変動を注視し、年度途中に最低賃金の改定があった場合は、適切な価格で単価の見直しを行い、代金の額の変更を検討する。」こととしています。

各省庁におかれましては、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格・物価上昇等を受け、同ガイドラインを踏まえ、適切な価格で単価を見直し契約金額を変更することを検討するようお願いいたします。また、特に受注者から契約金額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断して積極的に対応するようお願いいたします。

併せて、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の適用のある特殊法人等を含む。）に対する周知徹底につきましてお願いいたします。

コロナ禍でも社会インフラを支え続ける
エッセンシャルワーカーのために
適正価格による契約締結を
お願いします！

以秋社団法人 東京ビルメンテナンス協会

※本協会の事業内容は、毎年11月1日より（2023年度より）、労務費単価の引き上げを伴い、増額に付する。これは労務費単価の引き上げによるものである。

ビルメンテナンス業務は、都市のインフラを支える重要な役割を担っており、社会インフラの維持・向上に不可欠な業務です。また、エッセンシャルワーカーとして社会に貢献しています。労働環境の改善と、適正な報酬の支払いが、社会インフラの維持・向上に不可欠な条件です。適正な価格での契約締結を、貴省庁にお願いいたします。

最低賃金の上昇に追いつかない契約改定率

※東京協会の調査によると、令和3年度に比べて、最低賃金の上昇に追いつかない契約改定率が増加しています。これは、最低賃金の上昇に追いつかない契約改定率が増加していることを示しています。

令和3年度に比べて、最低賃金の上昇に追いつかない契約改定率が増加しています。これは、最低賃金の上昇に追いつかない契約改定率が増加していることを示しています。

パート従事者（清掃・警備）を雇えるには、適正価格での契約が必要

※東京協会の調査によると、パート従事者（清掃・警備）を雇えるには、適正価格での契約が必要です。これは、パート従事者（清掃・警備）を雇えるには、適正価格での契約が必要です。

正社員でも他業種に比べ月給が低い

※東京協会の調査によると、正社員でも他業種に比べ月給が低いことが確認されました。これは、正社員でも他業種に比べ月給が低いことが確認されました。

適切なビルメンテナンスは、都市のインフラを支える上で、重要な役割を担っています。適正な価格での契約締結を、貴省庁にお願いいたします。

「業界の窮状を訴えるチラシ」
PDFデータ QRコード



New year greeting

- ◎佐々木会長 年頭所感 ビルメンテナンス業界の品質・サービスの向上をさらに促進 3
- ◎小池都知事 年頭所感 「人」が思いのままに活躍できる社会を築き、希望と活力に溢れる都市へ 4

Topics

- 当協会講師が瑞宝単光章(技能検定功労)を受章！
『設備管理責任者のための業務マニュアル』を全面リニューアル 5

Clip Board

- 官公庁入札の契約金額変更に関する厚生労働省、総務省の通知について 6

特集

インボイス制度(適格請求書等保存制度)導入で実務はどう変わるか 8



Special

- 委員会紹介 Vol.4 労務管理委員会 20
- 東京都知事ヒアリングへの参加 24
- 厚生事業実施報告(ゴルフ・ボウリング大会) 25

Special

- 読者投稿『手水舎の不思議な力』 26
- 2022年に起きた出来事 29

Series & Regular

- | | | | | |
|-----|------------|----|-------------------|----|
| ■連載 | 社会の主な出来事 | 28 | 1月・2月の講習会カレンダー | 32 |
| ■連載 | なんでも相談コーナー | 30 | 協会からのご案内済み一覧/編集後記 | 34 |
| ■連載 | おすすめ製品コーナー | 31 | 告知板 | 35 |

Cover Story

テーマ：東京都の重要文化財

旧東京医学校 本館



東京大学の前身にあたる東京医学校時代の建物である。1969年に小石川の現在地(理学部附属植物園)に移築され、1970年に国の重要文化財の指定を受けた。明治初年の木造擬洋風建築特有の様相を残し、その特色をよく表している。現在は東京大学総合研究博物館小石川分館として一般公開されている。

About Us

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会
設立
昭和37年(1962年) 5月15日
公益社団法人移行
平成23年(2011年) 2月1日
会員数
正会員512社/賛助会員69社
(令和4年12月31日現在)

インボイス制度 (適格請求書等保存制度) 導入で実務は どう変わるか



令和5年10月1日より始まるインボイス制度（適格請求書等保存制度）について、適格請求書発行事業者の登録申請の提出期限が令和5年3月31日に迫っている。

今回の特集では令和4年11月11日に実施した「インボイス制度と改正電子帳簿保存法セミナー」でもご講演いただいた、税理士の白井一馬氏に本制度について詳細を解説いただいた。

まだ事業者登録を検討している企業も、既に事業者登録を完了している企業も、改めて本制度について確認をしていただき、制度開始に備えていただきたい。

〈執筆〉

白井税理士事務所 税理士 白井 一馬 氏

- 1 インボイス制度とは
- 2 なぜインボイス制度が必要なのか
- 3 課税仕入れ等に係る消費税額の把握は意外と困難
- 4 インボイス（適格請求書等）には何を記載するのか
- 5 立替え精算の取扱い
- 6 インボイス発行事業者になるための申請・登録
- 7 免税事業者問題
- 8 国税庁適格請求書発行事業者公表サイト
- 9 どうなる免税事業者問題
- 10 経過措置について
- 11 簡易課税を選択している事業者

1 インボイス制度とは

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。インボイスによって正確な消費税の税率や金額を売手から買手に伝えるためです。また、インボイス制度が導入されると、支払いの相手が免税事業者である場合、支払金額には消費税が含まれていないものとして今後は消費税を申告計算しなければなりません。今までは相手が免税事業者でも消費者であっても、消費税を支払ったものとする計算が認められていました。これが今、大きな問題になっています。このことについては後述します。

インボイスとは、売手から買手に正確な消費税率や消費税額を伝えるための請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。消費税申告計算の仕組みとして、売手は適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として適格請求書(インボイス)等を発行し、それを受け取った買手はインボイスの保存が必要になります。このインボイスには、法律によって一定の事項の記載が要求されています。

インボイスを交付しようとする事業者は、税務署長から適格請求書発行事業者としての登録を受ける必要があります。登録を受けると、その事業者の氏名又は名称及び登録番号等が適格

【適格請求書等保存方式の概要】

適格請求書発行事業者

適格請求書

課税事業者

売手

買手

売手から買手へ正確な消費税率や消費税額等を伝える

請求書

10%

税 10,000

買手の求めに応じ適格請求書を交付

- ※ 事前に適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要
- ※ 課税事業者のみ登録が可能

適格請求書を保存して
仕入税額控除を適用

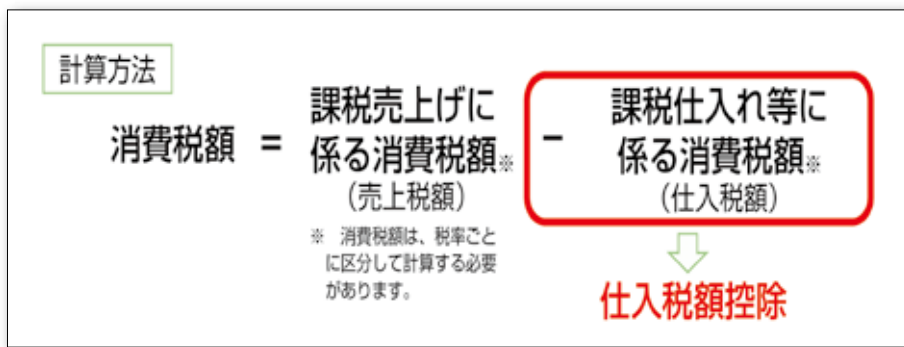
2

なぜインボイス制度が必要なのか

請求書発行事業者登録簿に登録されます。一方、免税事業者はインボイスを発行することはできず、相手方は免税事業者への支払いに含まれる消費税を控除することができなくなるのです。令和5年10月1日以降、売手はインボイスを発行し、買手はそのインボイスを保存する義務があります。消費税の納税計算の仕組みとして、これらのルールが法律で定められることとなります。これを適格請求書等保存制度と言います。ただし後ほど説明するように、10月1日以降も経過措置による緩和的な措置があります。

なぜインボイス制度を導入する必要があるのか。正確な消費税の税率や金額を売手から買手に伝えるための制度ですが、それを具体的に理解するには消費税の申告のための税額計算方法を理解する必要があります。

消費税の申告納付額は、売上にかかる消費税から支払いにかかった消費税を差し引いて計算します。売上が5千万円あれば500万円の消費税を請求していることになりませんが、支払が3千万円あり300万円の消費税を払っているのであれば差引200万円を申告・納付するわけです。



りません。経理担当者や税理士は日々の記帳の際に、これらを判定して会計ソフトなどに入力する処理を行っています。

消費税計算の実務では支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」と呼びます。また支払った消費税のことを「課税仕入れ等に係る消費税額」と呼びます。普通は、商品や材料の購入を仕入れと呼ぶのですが、消費税の世界で

実際には、消費税が非課税とされる取引やそもそも消費税の対象にならない取引が多くあります。売上の消費税は比較的容易に集計できます。消費税を計算する際に重要なのは支払った消費税の把握です。例えば居住用アパートの家賃や金利は非課税ですし、人件費や保険料も消費税の対象にな

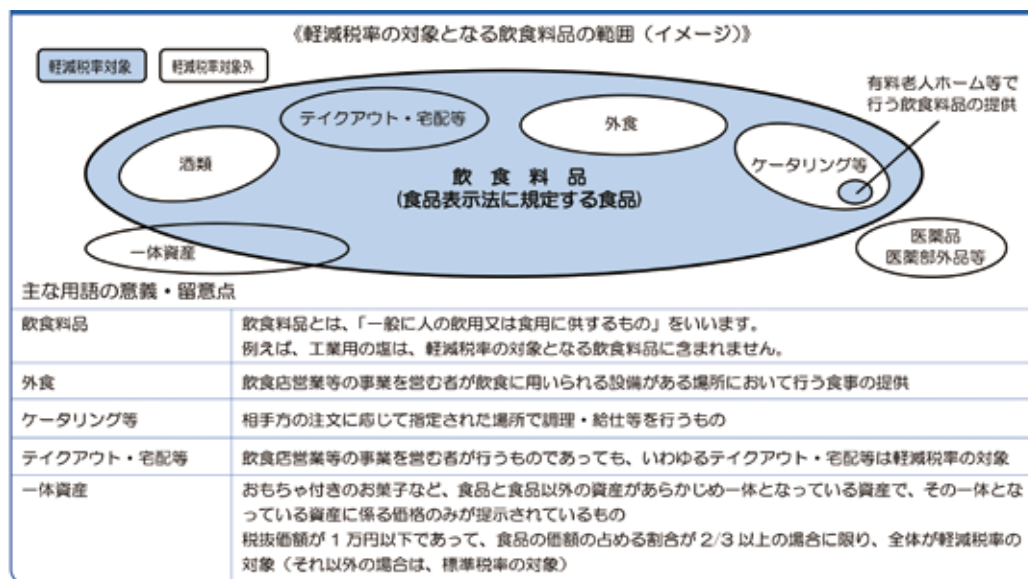
は買ったものが商品かそれ以外のものかは関心がありません。重要なのは消費税がかかっているかどうかです。そのため、水道代や税理士に払う顧問料も「仕入れ」であり、「仕入税額控除」をすることになるのです。この点がインボイス制度の点にどうしても必要になるので覚えておいてください。

① 税率の把握

消費税の計算で重要なのは、支払った取引に消費税が含まれているのか否かです。まず、複税率が導入されたことから8%なのか10%なのか把握する必要があります。

たとえばネットで購入した1か月分の物品や飲食料品の請求書について軽減税率と10%税率のものが明示されていなかったら、経理担当者が自分で区分することは煩瑣です。軽減税率の対象になるのは「新聞」と「飲食料品」ですが、そもそも判定が困難な場合も少なくありません。軽減税率が導入されたときは、コンビニで購入した惣菜などをイートインスペースで食べると外食扱いで10%、持ち帰りだと飲食料品として8%になることからレジでの申告が必要だとして

3 課税仕入れ等に係る消費税額の把握は意外と困難



ニュースになったりしました。食塩は8%ですが工業用の塩だと10%になります。

売手として考えた場合、軽減税率の対象になる商品を扱っていないとくに配慮はいりませんが、支払いに関しては一般の事業者でも飲

食料品等を購入することはありません。インボイス制度が始まると、売手から交付されたインボイスによって税率が正確に分かるというわけ

② 支払先が免税事業者だと仕入税額控除がなくなる

支払先が免税事業者である場合、支払先は消費税を申告しないわけですが、現行制度では支払側で仕入税額控除が税法上も可能です。相手が課税事業者か免税事業者かを把握することを制度が予定していないからです。しかし、インボイス制度が始まると免税事業者からはインボイスの交付を受けることがありません。インボイスは課税事業者しか発行できないからです。そのため、免税事業者

や消費者への支払いに
関しては、インボイス
制度の下では仕入税額
控除ができなくなりま
す。
免税事業者との取引
を把握にできるように
することも、インボイ
ス制度導入のもう一つ
の目的です。

4 インボイス(適格請求書等)には何を記載するのか

① インボイスの具体例

実際のインボイスのルールを確認してみます。インボイスといっても新たな種類の書類を作るわけではありません。現在の請求書や領収書に必要な項目を追加します。売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための項目が法律でルール化されています。「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを言います。様式の定めはありませんので手書きでも構いません。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書
△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円
××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格返還請求書の記載事項

XX年12月5日 販売奨励金支払明細書
△△商事(株)
登録番号 T 012345...

販売奨励金支払額 13,160円

日付	品名	奨励金金額
11/1	野菜 *	540円
11/1	日本酒	1,100円
...	...	...
合計	13,160円	内消費税 1,160円
8%対象	2,160円	内消費税 160円
10%対象	11,000円	内消費税 1,000円

* 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能です。

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 対価の返還等を行う年月日
- 対価の返還等の基となった取引を行った年月日*
- 対価の返還等の取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の返還等の金額(税抜き又は税込み)
- 対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

* ①については、対価の返還等の処理を合理的な方法により継続して行っているのであれば、「前月末日」や「最終販売年月日」をその取引を行った年月日として記載することも可能です。また、「〇月分」などの課税期間の範囲内で一定の期間の記載も可能です。

また、請求書に限らないので、どの書類をインボイスにするかは検討の余地があります(納品書、領収書、レシート等)。

インボイスは令和5年10月1日から交付されることになっています。また、インボイスを交付するには、令和5年3月31日までに登録申請手続きが必要です。

また、返品や値引き、奨励金の支払いのように売上代金の返金が行われる際にも、インボイスが必要です。これを適格返還請求書といいます。

② インボイスがなくても認められる場合

取引の慣行や実態に配慮し、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合があります。

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引に関しては、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- 1 バスや鉄道などの公共交通機関の運賃（3万円未満のものに限ります）
- 2 自動販売機で購入した場合（3万円未満のものに限ります）
- 3 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 4 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- 5 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引

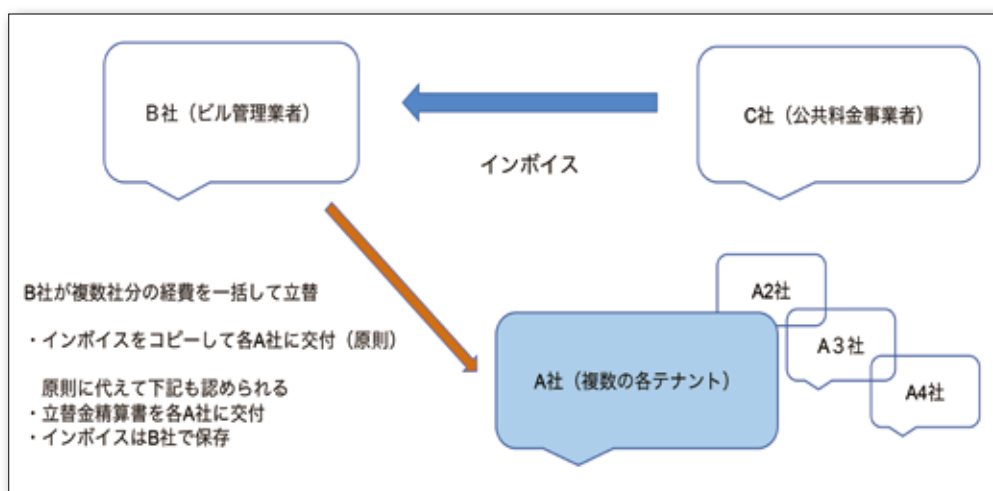
- 6 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れなど

5 立替え精算の取扱い

ビル管理事業者・各テナント・公共料金事業者の3者が登場する経費の立替処理には消費税の問題が生じることになります。下記のように、B社（ビル管理事業者）が各テナントの水道光熱費等をC社（公共料金事業者）に立替払いし、後日、各テナントと精算する場合です。

と言いますのも、公共料金事業者はビル管理事業者へインボイスを発行するため、テナント側では、公共料金事業者から発行を受けたテナント宛のインボイスがないことになり、このままでは仕入税額控除の要件を満たさないことになります。そのため、ビル管理事業者は各テナントに対し、ビル管理事業者宛のインボイスの写しと、立替金精算書を作成して交付する必要があります。各テナントはこれらの書類の保存をもって、インボイスの保存があるものと扱われます。

しかし、必要なコピーが大量になってしまうと、ビル管理業者がコピーを交付することは困難ですので、公共事業者から交付を受けたイン



ボイスをビル管理業者が保存し、立替金精算書を交付することにより、テナント側はビル管理業者が作成した立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。詳しくは「国税庁インボイスQ&A問84」を参照してください。

【コラム1】

インボイス制度は諸外国では古くから導入されている

日本ではようやく導入されるインボイス制度ですが、消費税(付加価値税)の歴史がある欧州諸国では古くから導入されています。売上に係る消費税から仕入れ税額控除を正確に行うためにはインボイスを収集して、記載された税額を集計する作業が欠かせないからです。

では、なぜ日本ではインボイス制度がなくてもこれまで消費税の計算が可能だったのでしょうか。それは複式簿記による記帳が個人や零細事業者にまで普及していたからです。記帳の度に課税取引か非課税取引かを判定して記帳することで、正確な消費税の計算は可能です。インボイスに頼ることなく取引ごとに正しく記帳すればよかったのです。税理士や便利な会計ソフトが果たしてきた役割が大きかったと言えます。しかし、日本でも複数税率が導入され、また免税事業者の問題を解消するためにインボイス制度がここに至り導入されることになったのです。



	英 国	ド イ ツ	フ ラ ン ス	E C 指 令
仕 入 税額控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除
発行資格・ 義 務 者	登録事業者(付加価値 税番号が付与される) ※ 非登録事業者(免税事 業者)は発行不可	事業者 ※ 免税事業者もインボイスの 発行はできるが、税額の記 載不可	事業者 ※ 免税事業者もインボイスの 発行はできるが、税額の記 載不可	事業者 ※ 免税事業者は税額の記 載不可
記載事項	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等	① 年月日 ② 付加価値税番号 ③ 供給者の住所・氏名 ④ 発行番号(連続番号) ⑤ 顧客の住所・氏名 ⑥ 財貨・サービスの内容 ⑦ 税抜対価 ⑧ 適用税率・税額 等
免税事業者 からの仕入れ	インボイスがないため、仕入 税額控除できない。 非登録事業者がインボイス を発行した場合にも、イン ボイス受領者が善意である 場合を除き、原則税額控 除不可(当該免税事業者 には、記載税額の納付義 務あり)。	インボイスに税額の記載が ないため、仕入税額控除 できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、税額控除 不可(当該免税事業者 には、記載税額の納付義 務あり)。	インボイスに税額の記載が ないため、仕入税額控除 できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、税額控除 不可(当該免税事業者 には、記載税額の納付義 務あり)。	—

インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）になるためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出する必要があるようです。税務署における審査を経て、インボイス発行事業者として登録された場合、「登録通知

通知されるインボイス番号の構成は、次のとおりです。

- ・法人番号を有する課税事業者は、T＋法人番号
- ・上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T＋13桁の数字

e-Taxで登録申請できますので、顧問税理士に依頼すれば申請してもらえenと思います。

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
10月1日

登録申請書
提出受付開始

令和5年10月1日登録の
登録申請書提出期限（原則）

遡格請求書等
保存方式開始

[illegible]

初葉の「事業者区分」欄で「免税事業者**」を選択した方は、一定の条件を満たす場合以外は、課税期間の
初日から登録を受ける場合であっても、**上段にチェックをいれてください。****

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2 / 2】

こちらに◎を記載してください。
ただし、一定の条件（下記①から③の全て）を満たす場合のみ、下の□に◎を記載してください。
※ 個人番号の記載は不要です。

項目	記載必要	記載不要
法人	☐	☐
事業年度	☐	☐
代表者	☐	☐
本店	☐	☐
支店	☐	☐
営業所	☐	☐
事務所	☐	☐
倉庫	☐	☐
製造工場	☐	☐
販売店	☐	☐
委託先	☐	☐
その他	☐	☐

（一定の条件）
下段①から③の全てを満たす場合のみ、◎を記載してください。

- ① 既に納税と免状事務者のないが、
- ② 記録簿開示に関する取組事項とならず、かつ「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になる場合は否か、
- ③ 課税事業者となる「課税期間の前日」が、
・令和5年9月30日以降の場合で、令和5年10月1日から登録を受ける場合
又は
・令和5年10月1日より前日の「課税期間の前日」から登録を受ける場合

消費税法第5条第1項（原則） 品目表を提出し、納税義務の免状の規定の適用を受けないこととなる課税期間の前日から登録を受けようとする事業者

免税事業者です。

※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「『免税事業者』として、課税のいずれかの事業者と該当する場合は、『はい』を記載してください。

納税管理人を定める必要のない事業者です。
（「いいえ」の場合は、次の事項にも記入してください。）

納税責任者を定めなければならない場合（国税徴収法第13条第2号）
【例：事業主】 法人の代表者、専任の役員または専任の理事、支店長、又は常務執行役員等
【例：個人】 法人に所属していると認められる職員を有しない個人で、法人の専任役員及び専任理事でない者、又はこれらに相当する者

納税管理人の指定を行います。
（「はい」の場合は、右側の「納税管理人等の氏名住所等を記載してください。」欄に記載する。納税管理人は複数可。氏名・性別・年齢・所在地）

事業年度に違反して罰金以上の刑に処せられたことがありません。
（「はい」の場合は、右の欄にも記入してください。）

水引印捺押あり、又は制印受領することとなった日から半年を経過していません。

免税事業者の方も適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には「はい」に◎を記載してください。

国内に本店又は主たる事務所を有している法人は、納税管理人を定める必要がないため、『はい』に◎を記載してください。

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、『はい』に◎を記載してください。

（注）「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況について記載してください。
※ 下欄の補正事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

申請には期限がありますので注意が必要です。
インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに申請することが必要ですが、取引先からインボイス番号を確認されることが増えていますので、すでに申請している事業者も多いと思います。

インボイス発行事業者として登録されると以下の義務が生じます。

●インボイスの交付

取引の相手方(課税事業者)の求めに応じ、インボイスを交付する義務

●返還用のインボイスの交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還用のインボイスを交付する義務

●修正したインボイスの交付

交付したインボイスや返還用のインボイスに誤りがあった場合に、修正したものを交付する義務

●写しの保存

交付したインボイスの写しを保存する義務



7

免税事業者問題

【設問】商品を購入した際に受け取った請求書にインボイス登録番号の記載がなかったため、その旨を確認したら「登録番号の申請はしていない(=インボイスを発行できない)」と言われた。

このような場合に免税事業者問題が生じます。消費税では免税点制度が設けられています。前々期の事業年度(基準期間)における売上高が1000万円以下の事業者は、その事業年度における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されることになり申告・納税をする必要がありません。現行制度では支払いの相手方が免税事業者や消費者であっても、一定事項を記載した帳簿と請求書の保存があ

【当社が買手になる場合の実務問題】

- ・取引の相手先(支払先)に免税事業者はいるか
- ・インボイスを発行してくれない相手先のピックアップと対応方針
- ・取引金額見直し、取引先の変更
- ・事務所や駐車場などを借りている場合(不動産の持ち主が同族関係者の場合)

免税事業者への支払いは「課税仕入れ」、に該当せず、「仕入れ税額控除」はできない。

売上の消費税 - 仕入・経費・固定資産の消費税 = 納付する消費税(増える)

8

国税庁適格請求書発行事業者公表サイト

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号(インボイス番号)」を入力して、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

建て前上は、すべての取引について相手方から交付を受けたインボイスに記載された登録番号をこのサイトで確認し、インボイスが不正なものでないかを確認しなければならないことになるのですが、はたしてそのような確認が実務的に本当に可能なのでしょうか。個人的には疑問が残るところです。

れば、支払った商品や経費について仕入税額控除が可能でした。

制度が始まると、相手方から交付を受けたインボイスがなければ仕入税額控除は認められなくなり。つまり本来相手方が負担すべき消費税相当額を支払い側が負担することになります。

取引の相手方(支払先)に免税事業者はいるか、インボイスを発行してくれない相手先のピックアップと対応方針、取引金額見直しと取引先の変更、事務所や駐車場などを借りている場合(不動産の持ち主が同族関係者の場合)の方針などを決めておく必要があります。

【TOP画面】

登録番号
T 1234567890123 13桁

登録番号でまとめて検索する + 一度に最大10件まで検索可能

【検索結果画面】

このサイトでは、過格請求書発行事業者登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号
T1234567890123

氏名又は名称
国税 太郎

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1-1

主たる屋号
国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

<個人事業者の皆さまへ>

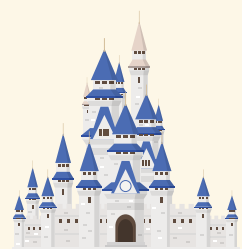
屋号を公表することで、インボイス（請求書やレシート）に記載した登録番号を取引先が公表サイトで確認する際に、それがあなたのお店の登録番号なのかを確認しやすくなります。



【コラム2】消費税の歴史がない日本

古代ローマ以来、明確な国家というものがなく、近世に到るまで都市国家とそれを結ぶ街道で成り立ってきたヨーロッパでは、都市間で商人は自由に移動できたので、その年分の所得税を翌年に申告することとは期待できません。そこで、城門を通り抜けて都市に出入りする物資に課税したのです。農民が農作物や食肉などの農産物を城内に持ち込むとき、あるいは、他の都市からの建築資材、工業製品等の交易品を城内に持ち込むときに城門税を課したのです。ヨーロッパの付加価値税の原形はこの城門税だと考えられています。これに対し、五公五民から始まり、土着した生活を元に進化してきた日本の税法は、所得税や法人税を中心に普及してきました。政府が地券（沽券）を発行したように、自分の土地から移動しない日本人は、数百年の所得税（年貢）の歴史を持っています。そこから発展したのが所得税であり法人税です。

付加価値税の歴史を持たない日本が、ヨーロッパ型付加価値税を優れた税法として模倣し、財政確保の為に導入したのが消費税です。しかし導入に至る迄には多様な政治的な駆け引きがあったことを覚えている方も多いと思います。消費税は事業者が負担する税金ではなく消費者から預かる税金にすぎない。政府はそう説明し、付加価値税ではなく消費税と命名したのです。また、事務負担への配慮から、小規模事業者には免税制度が設けられました。当時から免税事業者の益税が問題になりましたが、この問題を解消しようとしたこともインボイス制度導入の大きな理由です。しかし後述するように益税だけの問題とも言えず、現場の困惑の声は大きくなるばかりです。



9

どうなる免税事業者問題

①盛り上がるインボイス反対の声

免税事業者はインボイス事業者の登録をして消費税を納税するか(支払った相手方は仕入れ税額控除できる)、免税事業者のままでいるか(相手方は仕入れ税額控除できない)を選択する必要があります。

免税事業者が多い業界は混乱しています(弁護士ドットコム「えっ、領収書を出せない『個人タクシー』が出てくる?インボイス制度開始の影響」)。たとえば事業者が社用でタクシーに乗った時にインボイス領収書がもらえないとなると、タクシーを利用した会社は仕入れ税額控除ができなくなるのです。個人タクシー業者の間では課税事業者に転換しないわけにいかないという危機感があるようです。国は免税事業者が課税事業者になることで約2480億円の増収になると見込んでいます。

フリーランスが多い業界も同様です(「インボイス制度、日比谷の反対集会に1200人声優やアニメーターら切実」2022年10月27日東京新聞)。多数のフリーランスに報酬等を支払う事業者は、フリーランスの人たちがインボイス事業者として課税事業者に転換してくれ

ないと仕入税額控除ができなくなってしまう。そうすると、インボイス制度が始まったら報酬などを値下げすることが想定されます。しかしフリーランスが多い業界では、消費税込みで報酬相場が決められている実態があり、値下げは死活問題になります。記事では「消費税の新ルール『インボイス制度』に反対する声優やアニメーターらが2022年10月26日夜、東京・日比谷野外音楽堂で集会を開いた。影響を大きく受ける個人事業主を中心に約1200人が参加し「ストップ、インボイス」と導入中止を訴えた」と紹介されています。

ほかにも、個人の配送業者など業務委託形態をとる事業者を支払う業界ではしばらく混乱が続くことでしょう。

ここにきて激変緩和措置が導入される見込みとなりました。令和4年12月16日に公表された令和5年度税制改正大綱において、インボイスの厳格な施行を緩和する2つの改正案が登場しました。

まず、売手側の緩和措置として、消費税を新たに納めることを選択した中小事業者に対し、納税額を預かった消費税の20%に抑える措置が導入される予定です。仮に税抜き売上が800万円の事業者でしたら、預かった消費税80万円のうちの20%、つまり16万円の納税ですむわけです。ただし3年間の時限措置ですので、

3年後には本来の計算方法に戻す必要があります。

次に、買手側の緩和措置です。こちらは売上が1億円以下の事業者が対象です。支払時にかかる消費税額の控除について、1万円未満の少額の取引であればインボイスがなくても仕入控除を受けられるようにするというものです。つまり個人タクシーに乗って料金が1万円以下であれば、インボイスがもらえなくても仕入れ税額控除ができるわけです。個人タクシー業界等にとっては朗報ですが、こちらも6年間に限った措置です。

②免税事業者も消費税の請求は可能

インボイスを発行してくれない支払先とは取引を打ち切るのか、値引き交渉するのか。そのような議論が盛んになっています。では免税事業者との取引を継続する場合、インボイス制度導入後、いままでの消費税の請求はどうなるのでしょうか。

消費税分の値下げを要請することについては、免税事業者の仕入や諸経費に係る消費税の負担を考慮し、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられても独占禁止法上問題となるものではないとされています(「免税事業者及びその取引先のインボイ

ス制度への対応に関するQ & A 公正取引委員会）。

また、取引先の免税事業者に対し、インボイスの発行事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません（同Q & A）。しかし、課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。

本来、取引をやめるかどうかは経営判断であって、消費税法の問題ではないはずです。長年取引を継続し、言わなくても分かる信頼関係、当社に必要な技術やノウハウなど経営上の必要があつて取引しているわけです。

たとえば年間50万円の支払先について、インボイスを交付してくれない場合は、消費税5万円が当社の実質的に負担する経費になるわけですが、法人税の節税効果を考えると実負担は3万円です。多数のフリーランスに支払う業種の事業者でない限りは大きな影響があるわけではありません。筆者の顧問先の社長の中には「その程度なら値下げ要請などはせず今まで通りの付き合いを継続する」と判断した方も多くいます。

免税事業者が消費税を請求することに法的問題はない（下記はいずれも適法）

イ 小計10万円 消費税相当額1万円 請求額合計11万円

ロ 小計10万円 消費税0円 請求額合計10万円

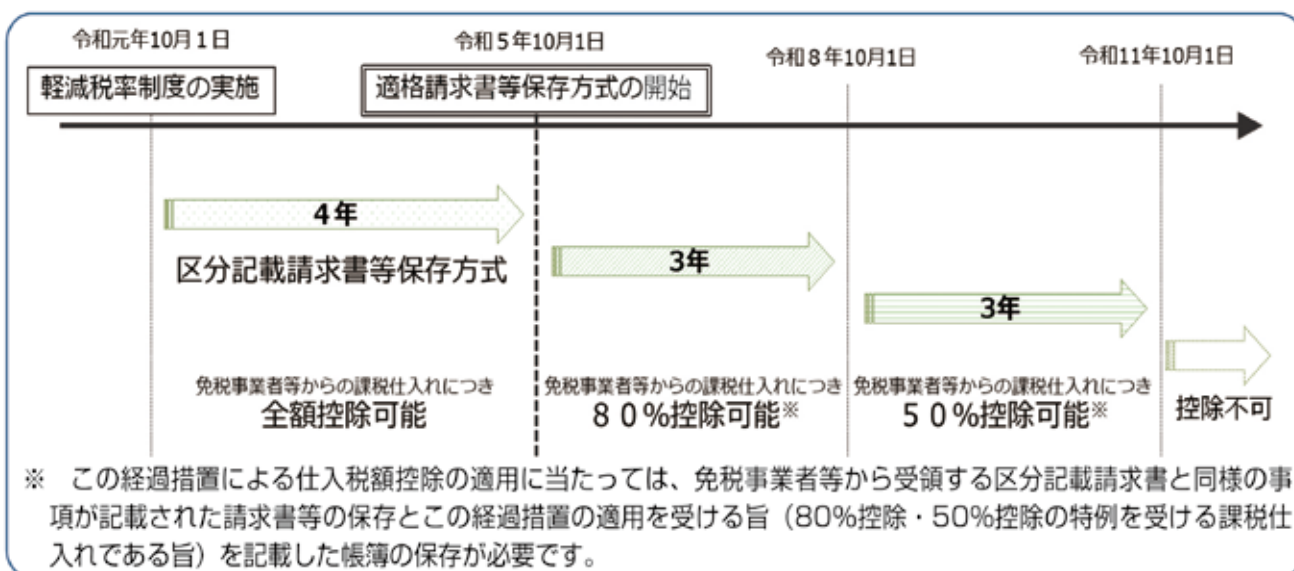
ハ 請求額合計11万円
(消費税相当額1万円を含む)

免税事業者が消費税を請求することは違法ではありません。もともと消費税法には、消費税を預かるという法律条文はどこを探しても見つかりません。消費税分を上乗せするかどうかは、当事者の販売価格の値決めの問題にすぎないのです。インボイス制度施行後もそれは変わりません。

しかし、免税事業者であることが露呈する以上、これからの時代、消費税を請求するのは難しくなるでしょう。商売をする限りは消費税の申告が必要、そのような社会になるような気がします。

10 経過措置について

インボイスの交付がない場合でもしばらくは経過措置によって仕入税額の80%から50%の控



除が可能とされています。

経過措置を適用するためには免税事業者から受け取る請求書等に「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載することが必要です。具体的には「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載する方法があります。ほかにも、たとえば経過措置の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

11 簡易課税を選択している事業者

簡易課税を選択している事業者は支払先からインボイスの交付を受ける必要はありません。簡易課税制度とは、売上だけを使って納付する消費税を計算する方法です。支払った経費等を無視して計算しますので、インボイスがなくても消費税の計算に影響がありません。

下記の表のとおり、たとえば卸売業を営む事業者が簡易課税制度を選択すると、売上の90%の課税仕入れがあるものとみなして消費税を計算しますので、売上に係る消費税の10%を納付することになります。

(簡易課税業者の消費税計算)

売上に係る消費税 - 売上に係る消費税 × みなし仕入れ率 = 納税する消費税

事業区分	みなし仕入れ率
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業に限る))	80%
第3種事業(農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業)	70%
第4種事業(第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業以外の事業)	60%
第5種事業(運輸通信業、金融業および保険業、サービス業(飲食店業に該当するものを除く))	50%
第6種事業(不動産業)	40%

したがって、売上先が簡易課税制度を選択していると、インボイスを交付する必要はないこととなります。つまり、免税事業者の売上先が以下のどちらかに当てはまる場合は、取引への影響は生じません。いずれの売上先もインボイスを必要としないからです。

① 得意先が消費者又は免税事業者である場合

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としません。

② 得意先の事業者が簡易課税制度を適用している場合

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができます。

もつとも、取引相手が簡易課税制度を選択しているかを確認するための制度はないため、直接間かない限り分かりません。実務的に検討を要するのは、たとえば同族会社が使う不動産がオーナー名義である場合です。オーナー社長は同族会社から家賃収入を受け取るわけですが、同族会社が簡易課税制度を選択しているのであれば、オーナー社長はインボイスを交付する必要はありませんので、オーナーは課税事業者に転換する必要はないということになります。

委員会紹介

Vol.4

労務管理委員会

島田四郎委員長（株式会社セイビ）

労務管理委員会は、協会会員16社から派遣された方と個人委嘱の方、計20名の委員で構成されています。

本委員会では、労働安全衛生法に基づく安全衛生特別教育を中心に、主に企業の労務管理担当者や労働安全担当者を対象とした講習会を開催しています。

また、労働安全衛生大会や専門家などを招いてのセミナー開催のほか、テキストやリーフレット等の発刊を実施しております。

【3 育成の事業】

1 労働安全衛生の推進事業の実施

- (1) 安全管理者選任時研修
- (2) 第一種衛生管理者試験対策講習
- (3) 安全管理者選任時研修
- (4) 労働安全衛生大会の開催
- (5) 労働災害・無災害企業の募集及び表彰
- (6) 労働安全衛生標語の募集及び表彰
- (7) ヒヤリ・ハット活動報告の募集及び表彰
- (8) 労働安全講師の派遣

主な令和4年度 事業計画

【2 教育及び訓練の事業】

※協会定款第4条(事業)に規定する各号

1 労働安全研修・講習会の実施

- (1) 危険予知訓練(KYT)講習
- (2) リスクアセスメント講習

主要な講習会

※受講料は全て税込価格

① 危険予知訓練（KYT） 1日講習

受講料：（会員）5500円（一般）1万1000円

開催回数：年3回

講習時間：6時間

職場や作業の中にひそむ、労働災害や事故につながる危険要因について話し合い、共有することで、危険に対する感受性や問題解決能力を養う講習です。

作業の様子が描かれたイラストシートを使って、一人もしくはグループで危険のポイントを発見し、解決のための行動を考えます。

受講対象は安全に関する現場担当者、リーダー層の方です。



② リスクアセスメント講習

受講料：（会員）3300円（一般）6600円

開催回数：年2回（令和5年度は3回を予定）

講習時間：4時間

「リスクアセスメント」は、業務遂行に伴うリスク（危険の芽）を見つけ出し、担当する従業員に与える影響を見積もることで、影響の高いリスクに対して計画的に低減措置を実施していく手法です。

当講習はグループでの演習を交えながら、リスクアセスメントの手法やポイントを学びます。また、労働安全衛生法によって義務付けられている化学物質のリスクアセスメントについても取り扱います。



③ 安全管理者選任時研修

受講料：(会員) 5500円 (一般) 1万1000円

開催回数：年1回

講習時間：9・5時間

(1日目6・5時間+2日目3時間)

労働安全衛生法で義務づけられている安全管理者の選任要件に対応した講習です。定められた内容のほか、協会独自のカリキュラムで関係法令や安全教育など幅広い分野を網羅します。

研修終了時に修了証を交付いたします。



【その他事業1】

労働安全衛生大会

ビルメンテナンス業の労働安全衛生の向上・啓発を目的に、業界の内外へ向けて「労働災害の撲滅」に取り組む宣言の場として、東京労働局、中央労働災害防止協会からご後援いただき毎年開催しております。

今年度は、労働安全衛生標語などの優秀作品や無災害企業への表彰のほか、弁護士宮島朝子氏を招き「ビルメンテナンス業のリスク対策」と題した講演会を行いました。



【その他事業 2】

労務参考図書の作成

業界の共通課題や労務管理業務に関連したリーフレット等を作成しており、昨年度は短時間労働者の社会保険適用拡大をテーマに取り上げ、従業員の疑問に専門家が答えるQ&A形式の冊子にまとめました。今年度も最新の法改正についてリーフレットを作成の予定です。



【その他事業 3】

(一社) 東京ガラス外装クリーニング協会の協働

ガラス清掃や高所作業における災害事例や安全対策について、情報交換会を行っています。作業中の墜落・転落による死亡事故の発生を受け、近年では6月を「ロープ高所作業安全強化月間」と位置づけて、合同でセミナーの開催や安全パトロールなどを行っています。



東京都知事ヒアリングへの参加

東京都は令和5年度予算編成にあたって、各業界からの意見・要望を聴取するため、都知事ヒアリングを実施しており、当協会は11月24日にビルメンテナンス業界を代表して要望を行った。

当日は協会を代表して、佐々木会長、梶山副会長兼経営研究委員長、高橋専務理事、経営研究委員会官公庁契約小委員会の横田委員が同席し、要望書の手交、要望説明、回答の後に小池都知事らと直接意見交換を行った。



要望内容は広報誌597号（2022年11月）に掲載の通りだが、ヒアリング時は、特に総合評価制度での加点要素へのエコチューニング認定事業者の追加のほか、年度途中や複数年契約での労務単価の変動による

契約変更、障害者雇用促進としてのモデル入札の案件仕様の改善、入札参加資格申請定期受付時の配点比重の拡大の3点について要望した。

小池都知事からは「東京都は2030年カーボンハーフに向けて取り組んでおり、都の政策実現にあたり公共調達が有効であると考えて。また、品質確保も必要のため、そのような事業者支援を進めていきたい」との回答があった。また、関係局からも「適正な予算計上や新労務単価への契約変更について適切に対応する」「障害者雇用の取組みは関係局と連携して進め、配点比重の拡大については、登録事業者の法定雇用率達成状況や格付けのあり方を勘案しながら検討していく」と回答があった。

その後の意見交換では、梶山副会長より「エコチューニング事業者認定は、2030年カーボンハーフに即している制度であり、業界独自の制度である。また、有効性も高いため、ご検討をお願いしたい」との発言があった。また、横田委員からは「環境省が建築物維持管理にかかる基本方針の改定に関するパブリックコメントを募集しており、その中でエコチューニング制度等の活用を謳っている。地方公共団体は努力義務としているので、ぜひ東京都も活用いた



小池都知事に要望書を渡す佐々木会長（都庁）

だきたい」と要望があり、「脱炭素化に意欲的に取り組む事業者を後押しする政策を検討しているの、引き続き協力できればと感じている」と回答があった。

今後も業界の健全な発展と担い手の育成確保のため、要望活動を継続していく。

厚生事業実施報告



第206回 ゴルフ大会

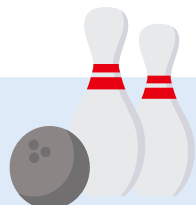


令和4年11月9日に第206回のゴルフ大会が茨城ゴルフ倶楽部にて開催した。

コロナ禍により中止していた本大会は、3年ぶりの開催となり、24名が参加した。

当日は天候にも恵まれ、気持ちの良い秋晴れの中で、野口副会長による開会のあいさつの後、参加者たちは爽やかな汗を流しながらプレーに臨んだ。

プレー後は表彰式が行われ、入賞者には田中厚生委員長より記念品が贈呈された。



第6回 ボウリング大会

第6回ボウリング大会を王子サンスクエアボウルにて、令和4年11月18日に開催した。参加者は8社28名であった。

なお、今回はコロナ禍が収束していないことから、例年実施していた大会後の懇親会は中止した。

当日はルール説明の後にゲームが開始され、参加者は楽しそうにプレイし、懇親を深めていた。

ゲーム終了後には表彰式が行われ、総合優勝した管清工業株式会社、男女の各個人優勝者のお二人に田中厚生委員長より記念品と優勝トロフィーが贈呈された。



『手水舎の不思議な力』

文・写真：上原 毅

昨年の7月14日と15日に浜松町で開催した『ビルメンテナンスフェアTOKYO』は、依然としてICT化や電動化、コードレス化を強く意識したものが目立っていました。ただ、まだまだ水を活用した洗浄についての信頼性は絶大です。

そこで今回は、私が知っている神社仏閣の手水舎についてを投稿させて頂きます。

神社等に詣でる時、柄杓で水を汲み口をそそぐ場所が必ずあります。この場所を「手水舎」といい、清める為に使う水を「手水」と呼びます。この手水で口をゆすいだり、手を洗ったりするのは、神の前に立つための禊の簡略化であると考えられています。禊は、水そそぎの略や身をそそぐの略とも言われて、水に入って体を清めることから始まったとされています。また、気候の恩恵により発達した稲作文化と稲作の要となった水を中心とする

共同体の確立とも関係があります（『水と日本人』樋口清之著、株式会社ガイアより）。更には、ネット検索によると、古墳時代に感染症流行を悲しんだ崇神天皇が、神社に手水舎を設けて使用を推奨したと古事記や日本書紀に記述されているそうです。

都内の大学農学部で勉強していた頃、水田は①川から流れる養分をとり入れる事ができる②水の温度調節機能をうまく利用できる（例えば気化熱で水1グラムにつき約0・58キロカロリーの熱が打ち水効果で奪われる）③長時間水を溜めて地盤を固くする④有害な微生物等を押しの流すことができる、といった効果があることを講義で学びました。

人間、そして人間が造り上げた組織文化が生きていく為には、こうした稲作を含めた食糧調達が必須条件です。もしその障害になるものが害虫もしくは虫や悪



『水とくらす日本のわざ』
中庭光彦監修
汐文社

天候が媒介する病害であるならば、極めて邪悪なものを追い払う手段としての水は重要です。古代の人々はこれらを非常に神秘的なものであると捉えていたのでしょう。

流れる水がもたらす不思議な役割が、文化になって子々孫々私達日本人の精神に根づいています。

一方、遠くインド地方から伝来したとされる仏教の経典でも「こり（垢離）」という言葉があります。これは川辺に降りて水浴びをして穢れを全て川の水に流す、



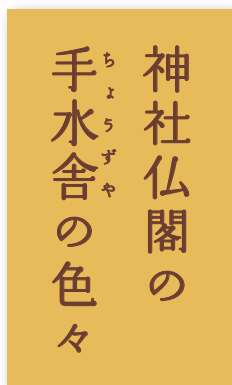
浅草寺
手水ご案内



浅草寺 手水



鷺神社 手水



或いは新しく生まれ変わる意味で、修験者の修行として行われていました(『水とくらすわざ』中庭光彦監修、汐文社より)。さて、その手水による禊の方法については感染症対策の為、柄杓が撤去されている寺社が多いようです。(柄杓に口をつける事による感染を防ぐため。)故に東京



小石川大神宮
大祓式での鳥居



小石川大神宮
花手水



下谷神社
花手水



下谷神社
手水ご案内

浅草の鷺神社(地下鉄日比谷線入谷駅徒歩7分、通称『おとりさま』、飾り熊手を主とした酉の市で有名)でも浅草寺でもよりシンプルになりました。イラストで手順説明をしているところは、いかにもマンガ文化の国日本ならではのものです。



富士宮浅間大社
敷地内の湧玉池



富士宮浅間大社
手水ご案内



万年山 法輪寺



万年山 法輪寺
花手水

更には浮き花(フローティングフラワー)の手法で、季節の花を飾った花手水として有名な例では下谷神社(地下鉄銀座線稲荷町駅徒歩7分、JR上野駅徒歩6分)があげられます。6月30日の夏越大祓の行事で七夕も控えていた時期に撮影したため「みんなが健康でいられますように」「コロナが終息しますように」といった短冊を模した札が浮かべられています。小石川大神宮(地下鉄丸の内線後楽園駅徒歩4分、東京ドームにも近い)も同様に大祓式でしたが、幸福を呼ぶ鳥であるフクロウの置物が飾られています。近隣の観光をテーマにしたマイクロツーリズムの流れを反映したものでは、万年山法輪寺(地下鉄東西線早稲田駅徒歩2分)も挙げられます。仏教では泥より出でて泥に染まらない、象徴的な花として蓮が専ら珍重されています。しかし、ここでは創作者の宇宙観を表すかの如く、多種多様な植物が飾られ、色の組合せに癒されました。本堂にも手水鉢が置かれて、当日は若い女性グループの撮影スポットとして賑わっていました。コロナ禍が遙か遠い昔の悪い出来事として忘れられたとしても、残って欲しい光景です。

当協会メールマガジンに登録しませんか？

当協会では登録いただいた皆様にメールマガジンを配信しています。

毎月の講習会更新情報、新規セミナーのご案内、その他協会事業等の最新情報をいち早くお届けしています。

講習会申込みご担当者様や協会事業に関心のある方は、以下のURLまたはQRコードから登録申込フォームにアクセスの上、是非ご登録ください。

※メールマガジンは会員、
一般問わずに、登録無料
です。

講習会
更新情報

協会事業
最新情報



登録申込はこちら

<https://www.tokyo-bm.or.jp/contact/mail.html>



社会の主な出来事

11・28	11・27	11・26	11・25	11・24	11・23	11・22	11・21	11・20	11・19	11・18	11・17	11・16	11・15
中国「ゼロコロナ」の行動制限 に対し各地で抗議デモ	約200会場で実施 英語スピーキングテストが都内 都立高入試で初めて導入される	台湾統一地方選挙で与党民進党 が敗北	計画を東京都が発表 東京駅と臨海部をつなぐ地下鉄	本がドイツに逆転勝利 サッカーW杯カタール大会で日	活動起こる 中国Phone工場で大規模な抗議	仕事着にタートルネックを東京 都が「ウオームビズ」呼び掛け	第22回サッカーW杯カタール大 会が開幕	稔総務相を更迭 岸田首相は政治資金問題で寺田	028億円の予算案提出へ 都が物価高対策と脱炭素化で1	日中首脳が3年ぶりにタイ・パ ンコクで会談	新型コロナウイルス都内感染状 況の警戒レベル引き上げ	人死亡 ポーランドにミサイル着弾し2	世界の人口が80億人に到達
12・12	12・11	12・10	12・9	12・8	12・7	12・6	12・5	12・4	12・3	12・2	12・1	11・30	11・29
「戦」清水寺で発表 2022年の世相を表す漢字は 弾の宇宙船オリオンが地球帰還	国際月探査アルテミス計画第1 弾の宇宙船オリオンが地球帰還	悪質な寄付勧誘規制を柱とした 被害者救済法が成立	日英伊が新戦闘機を共同開発す ると発表	クライナのゼレンスキー大統領 日英伊が新戦闘機を共同開発す	定を来秋から先送り 米タイム誌の「今年の人」にウ	サッカーW杯カタール大会決勝 トーナメント1回戦で日本がク	今後5年の防衛費を43兆円に増 額するよう首相が指示	品川区長選の再選挙で森沢恭子 氏初当選	G7がロシア産原油に上限価格 1バレル60ドル追加制裁で合意	本がスペインに勝利し決勝トー ナメント進出	7年ぶり冬の節電要請が開始 サッカーW杯カタール大会で日	中国の江沢民元主席が死去（96歳）	東京都立大南大沢キャンパスで宮 台真司教授が切り付けられ重傷

2022年に起きたこと

2022年
1月1日～
12月15日

1月



- ◎「新年祝賀の儀」天皇皇后両陛下の長女愛子さまが成年皇族として初めての公務
- ◎トンガで海底火山が噴火
- ◎箱根駅伝で青山学院大学が優勝

2月



- ◎ロシア軍がウクライナ侵攻
- ◎冬季五輪北京大会で日本勢メダル過去最多 18 個獲得
- ◎作家・元都知事の石原慎太郎さん死去
- ◎将棋の藤井聡太竜王が最年少五冠達成

3月



- ◎冬季パラリンピック北京大会で日本勢メダル7 個獲得
- ◎宮城・福島で震度6 強観測 東北新幹線が脱線
- ◎ウクライナ大統領が国会演説 ◎プロ野球観客上限なしで開幕
- ◎「ドライブ・マイ・カー」が米アカデミー賞の国際長編映画賞を受賞

4月



- ◎改正民法施行 成人年齢 18 歳に
- ◎プロ野球ロッテ佐々木朗希が 29 年ぶり完全試合達成
- ◎知床半島沖で観光船が沈没

5月



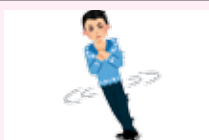
- ◎沖縄本土復帰 50 年を迎える
- ◎山口県・阿武町が 4630 万円誤給付
- ◎バイデン米大統領が来日
- ◎スウェーデンとフィンランドがNATO加盟申請

6月



- ◎関東甲信で最も早い梅雨明け
- ◎堀江謙一さん(83 歳) が世界最高齢で太平洋横断成功
- ◎エリザベス女王在位 70 年祝賀行事開催

7月



- ◎安倍元首相が選挙応援演説中に銃撃され死亡
- ◎英ジョンソン首相が辞意表明
- ◎フィギュアスケート羽生結弦プロ転向へ

8月



- ◎第2次岸田改造内閣が発足
- ◎夏の甲子園で仙台育英が東北勢初優勝
- ◎米大リーグ・エンゼルス大谷翔平 2 桁勝利 2 桁本塁打達成
- ◎ペロシ米下院議長が台湾訪問

9月



- ◎西九州新幹線が開業
- ◎安倍氏国葬 4200 人参列
- ◎エリザベス女王崩御チャールズ新国王即位
- ◎日中国交正常化 50 年を迎える

10月



- ◎トラス英首相が辞任 英新首相にスナク氏
- ◎韓国ソウルで雑踏事故
- ◎プロ野球東京ヤクルト村上宗隆が史上最年少三冠王達成
- ◎原材料価格の上昇や円安の影響で物価高騰、商品値上げ相次ぐ

11月



- ◎旧統一教会が政治問題化 文科相が質問権行使
- ◎「皆既月食」と「天王星食」が 442 年ぶりに同時観測
- ◎世界の人口が 80 億人に到達

12月



- ◎サッカーW杯カタール大会で日本がベスト 16 進出
- ◎2022 年の世相を表す漢字は「戦」清水寺で発表
- ◎米タイム誌「今年の人」にゼレンスキー大統領

公益通報者保護法の改正について

文：相談員 弁護士 江村 利明

1 公益通報者保護法の制定

企業不祥事が事業者内部の労働者からの通報（内部告発）をきっかけに明らかになることが少なくありません。事業者にとっては、通報に適切に対応し、企業価値や社会的信用毀損のリスクを早期に把握することにより、自浄作用を発揮することができます。

そこで、公益通報を行った労働者を事業者からの解雇を含む不利益な取扱い（降格、減給、退職の強要など）から保護するとともに、内部通報の活用によって企業不祥事が早期に発見、是正されることを目的として、平成16年に公益通報者保護法（以下「法」といいます。）が制定されました。

法により保護される公益通報とは、①労働者が、②不正の目的でなく、③通報対象事実（一定の法律に違反する犯罪事実等）が生じ、またはまさに生じようとしている旨を、④労務提供先、行政機関、その他の機関（マスコミ、消費者団体等）に対して行う通報を言います。

公益通報を行った労働者に対して、通報を理由として解雇や不利益な取扱いを行うことが禁止されます。

2 令和2年改正

法制定後も内部通報制度の導入割合は低く、また内部通報制度が機能せず、不祥事が頻発する事態を受けて、改正法が令和2年6月に成立し、令和4年6月1日から施行されています。

改正のポイントは、以下のとおりです。

①退職者（退職後1年以内）、役員も通報者として保護（退職者からの通報が多いこと、役員は不正をよく知る者であることによります。）、②行政機関や事業者外部への通報要件を緩和、③通報対象事実の範囲に過料を追加、④事業者に対する体制整備（内部公益通報窓口を設置し、調査や是正措置を行う部署や責任者を定めておくことなど）の義務付け等。ただし、この体制整備義務は、従業員数が301人以上の事業者に対するもので、従業員数が300人以下の中小事業者については努力義務とされています。

以上、改正法についてアウトラインを述べましたが、詳しくは消費者庁ホームページの「公益通報ハンドブック」などをご参照ください。



経営等に関するさまざまな相談を受け付けております。 TEL. 03 (3805)7555 まで

■相談員のご紹介（五十音順）

●石井 泰幸 氏
税理士

●江村 利明 氏
弁護士

●金丸 大二 氏
特定社会保険労務士
就業規則、給与計算等

●北山 克己 氏
建築物環境衛生管理技術者
ビルクリーニング技能士
ビル清掃、病院清掃など清掃全般

●坂 康夫 氏
技術士
経営工学・品質管理

●中辻 一裕 氏
中小企業診断士
POP広告、経営、
マーケティング・コンサルティング

業務用/洗濯用液体洗剤

キレイ 201

株式会社日本マルセル TEL:03-3803-1751 HP: <http://www.maruseru.co.jp/>

マイクロファイバークロスを 効果的に長く使用する為の 業務用洗濯洗剤

製品の特長

- 汚れを削ぎ落とすマイクロファイバークロスは、反面多くの汚れを繊維に抱き込みやすいとも言えます。キレイ201は“業務用だから配合できる”洗浄力に優れた成分を配合していますので、その様な汚れにも効果を発揮します。
- 熱に弱いマイクロファイバークロスは、室内干しすると臭いの原因となる菌が発生しやすくなります。キレイ201では抗菌剤の配合で室内干しをしてもイヤな臭いを抑制します。
- 柔軟剤の使用できないマイクロファイバークロスは、洗い上がりがゴワつくことがあります。キレイ201では柔軟効果の高い界面活性剤を使用していますので冷たい水を使用しても柔らかな風合いが保てます。
- 蛍光増白剤不使用なので、色物・柄物にも安心してご使用いただけます。



10kg キュービテナー
(コック付き、計量カップ入り)

製品ページは、下記アドレス、または QR コードより
<https://www.maruseru.biz/>



※掲載製品の性能等についての説明内容は、当該賛助会員からの情報です。

製品情報募集 (掲載料無料)

賛助会員の皆様からおすすめ製品の情報を募集いたします。
奮ってご応募ください。

▶ 詳細は当協会事務局 pr@tokyo-bm.or.jp までご連絡ください



1
2023

月

※12月15日現在で
開催する予定の講
習会のみ掲載して
おります。

講習会カレンダー

問い合わせ先：協会事務局 03 (3805) 7555

※講習会情報の公開 (HP) は、原則2か月前の15日 (休日の場合翌営業日) 13時

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17 ●現任警備員 基本教育講習 3月分講習会 販売開始(HP)	18	19 ●保護継電器と 保護協調 ●再発防止 コース	20 ●現任警備員 基本教育講習	21
22	23	24	25 ●リスク アセスメント 講習	26 ●低圧電気取扱者安全衛生特別教育	27	28
29	30 ●現任警備員 基本教育講習	31 ●設備と図面の 基礎	1	2	3	4

講習会受講に関する

注意事項について

.....

1. 講習会の開催中止、延期
について

新型コロナウイルスの感染拡大
に伴い、今後の講習会について急
遽中止・延期とさせていただく場
合がございます。

その際には速やかに皆様にご連
絡致します。予めご了承ください。

2. 講習会申込方法について

協会ホームページより「東京マ
ナビル」にアクセスいただき、各
講習会にお申込みください。

※「東京マナビル」のご利用には
アカウント登録が必要です。

2月
2023

講習会カレンダー

問い合わせ先：協会事務局 03 (3805) 7555

※講習会情報の公開 (HP) は、原則2か月前の15日 (休日の場合翌営業日) 13時

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
			●新任警備員教育			
			●清掃作業従事者研修Bコース	●空調設備の自動制御	●トイレ清掃講習	
5	6	7	8	9	10	11
		●現任警備員業務別教育(1号)講習 ●危険予知訓練(KYT)1日講習	●清掃作業従事者研修Aコース		●現任警備員業務別教育(1号)講習 ●ビルの電気設備(中級編)	
12	13	14	15	16	17	18
	●新任警備員教育			●高圧・特別高圧電気取扱者安全衛生特別教育		●現任警備員業務別教育(1号)講習
		●ポンプの実務(中級編)	●再発防止コース 4月分講習会 販売開始(HP)			
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	1	2	3	4
		●現任警備員業務別教育(1号)講習				

※2023年1月の講習会販売開始は1月17日に変更となっております。

ます。

なお、体調不良、発熱などの症状がある方は、事前にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

●会場では、手洗いや消毒液を使用するなど一般的な感染症対策に努めてください。

●感染症予防や咳エチケットのため、会場にマスクをご持参、ご着用ください。

●咳や発熱などの症状がある方は、参加をお控えください。

3. 受講される皆様へのお願い

MAIL

協会からの
ご案内済み一覧

12月5日

【協会】

- ・年商額の自己申告について（ご依頼）
- ・「リスクアセスメント講習」のご案内
- ・「劇団四季 観劇補助事業」のご案内
- ・東京都交響楽団演奏会特別招待募集」のご案内
- ・「カラーリングシール送付」のご案内
- ・広報誌「ネットワーク東京」

（2022年12月号）

【全国協会より】

全国協会からの緊急依頼通知について

【その他団体より】

「事業継承でお悩みの方へ」のご案内

（東京都事業引継ぎ支援センター）

お詫びと訂正

「ネットワーク東京」12月号のP35
告知板において株式会社サエラ様の
会社情報に誤りがございました。

次の通り訂正させていただきますと
ともに、深くお詫び申し上げます。

株式会社サエラ

（誤） 〒113-0034 東京都文京区湯島
2-29-4 古澤ビル3F
TEL 03-5800-6673
FAX 03-5800-6675

（正） 〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷
1-37-1 ロナーYSビル3F
TEL 03-3469-8493
FAX 03-3469-2042

編集後記

令和五年（2023） 卯年 あけましておめで
とございます。

私事になりますが、Network Tokyo
に連載していましたが「ちよつと一服 愛すべき極
楽上戸」を、昨年末の連載300回達成記念を最
後に、誠に勝手ながら終了することに致しました。
まだ書き続けたい意欲はありますが、作者・左党
隆の体調や年齢を考えて、一先ずここで一旦けじ
めをつけさせていただくことに致しました。長ら
くご愛読いただきました皆様方に厚く御礼申し上
げます。ありがとうございました。

思い起こせば、「ちよつと一服」のスタート
は、忘れもしない「阪神淡路大震災」や「地下
鉄サリン事件」など重苦しい事件の続いた平成
7年（1995年）でした。Network
Tokyo 11月号の第1回「ゴルフ帰りの失敗談」
以来、27年間300回もの長きに亘り執筆の場
を提供させて頂き、誠にありがとうございました。
唯々感謝申し上げます。執筆当初はほんの数回の
連載予定でスタートした「ちよつと一服」でした

が、回を重ねるうちに独り歩きを始め、いつの間
にか年月を重ね、今日に至ってしまいました。佐々
木会長をはじめ、歴代の広報委員長各位、広報委
員会 staff 並びに協会事務局の方々に感謝申
し上げます。

物語は極楽上戸M氏の酒にまつわるあれこれを
中心にしなが、M氏の家族（妻恭子、娘の長女
の幸子、娘婿の忠幸、孫の健太、次女の芳子）な
どが織りなすホームコメディを軸に、後輩O氏と
の先輩・後輩コンビが繰り広げるコミカルな世界
を展開してまいりました。

この連載で大変だったのが毎回のオチ、サゲで
めめなければならぬことでした。いわゆるダジ
ヤレの「地口落ち」、少し考えて可笑しさがわかる
「考え落ち」、調子よく話を進めて落とす「トント
ン落ち」、最後で立場が逆転する「逆さ落ち」、意
表をつく落ちの「見立て落ち」などいろいろあり
ますが、「ちよつと一服」ではおやじギャグやダジ
ヤレなどが多くお恥ずかしいばかりです。

振り返って27年もの長期間、万感胸に迫る思い
です。よくぞ毎月連載を続けられたものだと我々
が驚いている次第です。広報委員 奥出 隆之

編集・制作：広報委員会

広報委員会 STAFF

■委員長	吉 澤 幸 夫
■委 員	大 嶋 直 樹 奥 出 隆 貴 里 見 和 英 庄 司 英 徹 鈴 木 治 中 嶋

委員五十音順

令和5年1月号

Network Tokyo

広報 第599号

公益社団法人
東京ビルメンテナンス協会

〒116-0013
東京都荒川区西日暮里5-12-5
ビルメンテナンス会館

電 話 03-3805-7555 (代)
FAX 03-3805-7550

発行人：佐々木浩二

編集人：吉澤 幸夫

(※12月7日までに協会へご連絡のあった変更情報になります。)

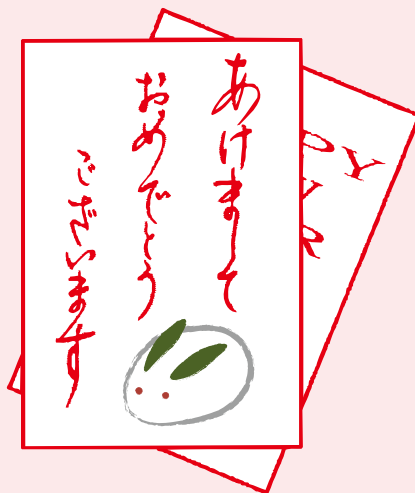
(**赤色の太字部分**が変更になった箇所)

社 名	協会登録代表者名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX 番号
(住所変更) 日本カルミック株式会社	高居 隆章	102-0074	東京都千代田区九段南1-6-5 九段会館テラス	03-4586-5588	03-4586-5590
(入会) 都市環境整美株式会社	庄司 弘巳	163-0646	東京都新宿区西新宿1-25-1	03-3365-0210	03-3365-1399

本年も
『ネットワーク東京』
のご愛読をよろしく
お願い申し上げます。
皆様の積極的な情報提供も
お願いいたします。

広報委員会一同

2023年
謹賀新年



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会の 入会希望会社をご紹介します

情報提供、人材育成、交流活動……会員特典あります。

当協会にご入会いただくと、同時に全国BM協会の会員となり、双方のサービスをご利用いただけます。

特典1：公益社団法人の会員であることの証明

特典4：協会主催催事への参加による会員交流

特典2：講習会・研修会への受講割引・無料参加

特典5：ビルメンテナンス会館の施設の利用割引

特典3：業務・技術・法令などの業界最新情報の提供

■お問い合わせ先

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会 事務局（担当：森、内山）

TEL.03(3805)7555

これまでとは違う、
これからを生きる。



withコロナの時代に、わたしたちがすべきこと。
わたしたちにできること。
いま、改めて考えていきたいと思います。



公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会
<https://www.tokyo-bm.or.jp/>



スマート(賢い) クリーニングならマイティメイド

業務用

高効率

高機能

省エネ



コードレスドライバキューム

Cordless vacuum cleaners
Mightymaid

Power tank IV
マイティメイド **パワータンク**

フルモデルチェンジで新登場!!

圧倒的な作業効率

シリーズ最大の吸引力

新バッテリーロック機構



連続作動
60/45分
標準/パワー
吸引モード

作動音
51/56dB
標準/パワー
吸引モード

※LV9N使用時

HEPA
フィルター対応
(オプション)

HEPA



Li-ion
リチウムイオン電池
はリサイクルへ

**9
Ah**



Clean Innovation Company

ペンギンワックス株式会社

本社・工場 大阪市東成区東中本3-10-14(〒537-0021) TEL06(6973)9131

ペンギンワックス

検索

東京支店 TEL 03(3387)9381
名古屋支店 TEL 052(824)1711
大阪支店 TEL 06(6973)9131
福岡支店 TEL 092(451)9411
札幌営業所 TEL 011(742)3701

仙台営業所 TEL 022(239)5161
北陸営業所 TEL 076(224)4281
広島営業所 TEL 082(509)5030
高松営業所 TEL 087(881)5067

リンレイ



RINREI リンレイ ソーシャル・ハイジエニックシステム

SOCIAL HYGIENIC SYSTEM

多目的除菌洗剤

塩化ベンザルコニウム 0.05%配合

ハイジエニック除菌クリーナー中性

毎日のことから、ローコストでウイルス除去・除菌+洗浄を。しかも安心・安全に。

- 1 ローコスト
- 2 ウイルス除去、
除菌+洗浄が1ステップ
- 3 安心・安全



18L



450mL/本
12本入/ケース

手肌と同じ弱酸性で手にやさしい

R-SHS 薬用 泡ハンドソープ

手を洗う機会が増えた今、手荒れのリスクが気になる方に。

殺菌成分配合の薬用タイプ

有効成分：イソプロピルメチルフェノール

- クリーミーな泡立ち
- さわやかなシトラスの香り

手肌と同じ弱酸性

- 保湿成分としてヒアルロン酸^{※1}を配合

ヒアルロン酸^{※1}：ヒアルロン酸 Na 液

殺菌
消毒

+

保湿成分
配合



医薬部外品

4L/本 3本/1ケース